

大分市ごみステーションの設置及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全かつ効率的な家庭廃棄物の収集を確保するとともに、良好な居住環境の保全に寄与するため、ごみステーションの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年大分市条例第24号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に規定する家庭廃棄物をいう。
- (2) ごみステーション 家庭廃棄物を排出するための一時的集積場所をいう。
- (3) 一般住宅 1戸建ての住宅をいう。
- (4) 集合住宅 アパート、マンション等の多数の人の居住の用に供する住宅をいう。
- (5) ワンルーム集合住宅 大分市ワンルーム形式集合住宅の建築に関する指導要綱（平成17年大分市告示第1317号）第2条第2号に規定するワンルーム集合住宅をいう。

(設置基準)

第3条 ごみステーションの設置基準は、次のとおりとする。

- (1) ごみステーションの数は、一般住宅にあつてはおおむね25戸につき1箇所、集合住宅にあつては原則1棟につき1箇所とすること。この場合において、一団の土地に複数の集合住宅を建築する場合は、1箇所に集約するよう努めること。
- (2) 原則として、幅員6m以上の公道に面するものであり、ごみ収集車が通り抜け、かつ、転回することができる場所に設置すること。
- (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)に違反することなく、家庭廃棄物の収集を安全かつ円滑に行うことができる場所であること。
- (4) ごみステーションの構造が次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
 - ア 奥行きが1.5m以上2m以下であり、かつ、幅が2m以上であること(ワンルーム集合住宅を除く。)
 - イ ごみステーションの用に供する面積が、その利用する戸数に 0.24 m^2 (ワンルーム集合住宅にあつては、 0.12 m^2)を乗じて得た面積(当該面積が 3 m^2 未満である場合は 3 m^2 (ワン

ルーム集合住宅にあつては、2 m²未満である場合は2 m²)) 以上であること。

ウ 原則として、コンクリートブロック等の腐食しない材料で構成された囲いを三方に設けること。

エ 囲いの高さは、1 m以上であること。

オ ネットを設置する等ごみの飛散を防止する措置を講ずること。

カ 屋根を設置する場合は、高さが1.8 m以上であること。

キ 扉を設置する場合は、間口及び高さが1.8 m以上とし、開扉した際に道路等にはみ出さないこと。

ク 底部は、接する道路等との段差を最小にするとともに、コンクリート等で舗装し、排水することができる構造であること。

ケ その他家庭廃棄物の収集に支障が生じることのない構造であること。

(5) その他市長が必要と認める基準

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に理由があると認める場合は、協議の上、同項に掲げる基準によらないことができる。

(設置者)

第4条 ごみステーションの設置をすることができる者は、原則として、自治会又は集合住宅の所有者（その管理をする者を含む。以下同じ。）とする。

(事前協議)

第5条 ごみステーションを設置し、移動し、又は改修しようとする者は、あらかじめ大分市ごみステーション設置協議書(様式第1号)(ワンルーム集合住宅にあっては、ごみステーションに関する協議書(様式第2号))に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、事前の協議をしなければならない。

(収集依頼の届出)

第6条 前条の規定による事前の協議を行った者は、当該協議に係るごみステーションにおける家庭廃棄物の収集の開始を希望する日の1月前までに、大分市家庭廃棄物収集依頼等届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 ごみステーションの設置者は、既に設置したごみステーションを移動し、廃止し、又はその用途を変更しようとするときは、移動し、廃止し、又はその用途を変更する日の2週間前までに大分市家庭廃棄物収集依頼等届出書を市長に提出しなければならない。

(ごみステーションの管理)

第7条 ごみステーションの管理は、当該ごみステーションの設置者又は管理者が行うものとする。

2 ごみステーションの設置者又は管理者は、その管理に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 清掃等により清潔の保持に努めること。
- (2) 柵、ネット等の設置によりごみの飛散防止に努めること。
- (3) ごみステーションの用途について表示をすること。
- (4) 家庭廃棄物の分別及び適正な排出について、その利用者に周知すること。
- (5) 看板の設置その他の家庭廃棄物の適正処理の啓発に係る市の施策に協力すること。

3 ごみステーションの設置者又は管理者は、ごみステーションに関し、周辺住民等との間で紛争が生じたときは、自主的な解決を図るよう努めなければならない。

(助言等)

第8条 市長は、ごみステーションの設置者、管理者及び利用者に対し、家庭廃棄物の適正処理に関し、必要な助言及び指導を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ごみステーションの設置及び管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱第3条及び第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に設置し、移動し、又は改修するごみステーションについて適用する。
- 3 この要綱の施行の際現に廃止前の大分市ごみステーション設置要領（平成23年10月1日施行）の規定に基づき市長に対して行っている事前の協議その他の行為は、この要綱の施行の日以後においては、この要綱の規定に基づき市長に対して行った事前の協議その他の行為とみなす。